

令和3年度山村振興関係予算案の概要（携帯電話等エリア整備事業）

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において携帯電話等を利用可能とするとともに、5G等の高度化サービスの普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。

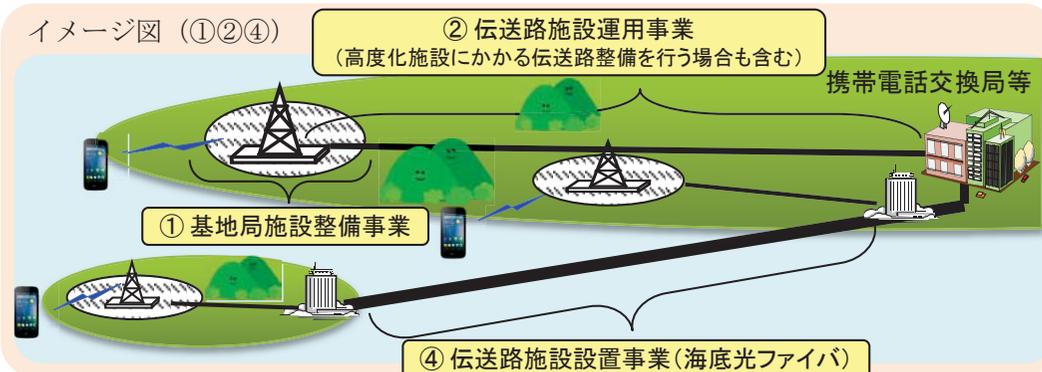
令和3年度予算案 1,514百万円
 (令和2年度予算額 1,511百万円)

<山村地域への補助実績 (R1年度) >
 ・整備箇所：19箇所（15市町村）
 ・実績額：計395百万円

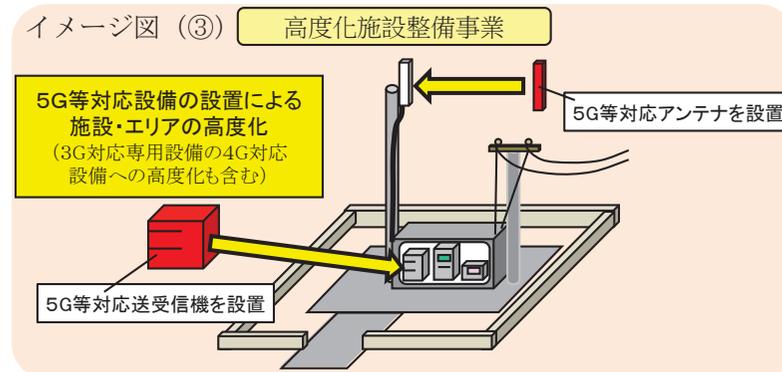
施策の概要

	事業名	事業内容	事業主体	補助率							
①	基地局施設整備事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局施設を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体	【1者参画の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国 1/2</td> <td>都道府県 1/5</td> <td>市町村※1 3/10</td> </tr> </table>	国 1/2	都道府県 1/5	市町村※1 3/10	【複数者参画の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国 2/3</td> <td>都道府県 2/15</td> <td>市町村※1 1/5</td> </tr> </table>	国 2/3	都道府県 2/15	市町村※1 1/5
国 1/2	都道府県 1/5	市町村※1 3/10									
国 2/3	都道府県 2/15	市町村※1 1/5									
				※1：地方自治法等に基づき一部は携帯電話事業者において負担							
②	伝送路施設運用事業	圏外解消又は高度化無線通信を行うため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を整備する場合の運用費を補助	無線通信事業者	【100世帯以上300世帯未満の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国 1/2</td> <td>無線通信事業者 1/2</td> </tr> </table>	国 1/2	無線通信事業者 1/2	【100世帯未満の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国 2/3</td> <td>無線通信事業者 1/3</td> </tr> </table>	国 2/3	無線通信事業者 1/3		
国 1/2	無線通信事業者 1/2										
国 2/3	無線通信事業者 1/3										
③	高度化施設整備事業	3G・4Gを利用できるエリアで高度化無線通信を行うため、5G等の携帯電話の基地局を設置する場合の整備費を補助	無線通信事業者	【1者整備の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国 1/2</td> <td>無線通信事業者 1/2</td> </tr> </table>	国 1/2	無線通信事業者 1/2	【複数者共同整備の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国 2/3</td> <td>無線通信事業者 1/3</td> </tr> </table>	国 2/3	無線通信事業者 1/3		
国 1/2	無線通信事業者 1/2										
国 2/3	無線通信事業者 1/3										
				(注) 4Gエリアへの5G基地局の導入については、設置する5G特定基地局によるカバーエリアが300世帯未満の場合に限る							
④	伝送路施設設置事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体	<table border="1"> <tr> <td>国 2/3※2</td> <td>離島市町村 1/3</td> </tr> </table>	国 2/3※2	離島市町村 1/3					
国 2/3※2	離島市町村 1/3										
				※2：財政力指数0.3未満の有人国境離島市町村（全部離島）が設置する場合は4/5、道府県・離島以外市町村の場合は1/2、東京都の場合は1/3							

イメージ図 (①②④)



イメージ図 (③)



令和3年度山村振興関係予算案の概要（高度無線環境整備推進事業）

- 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等による、高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備を支援。具体的には、無線局エントランスまでの光ファイバを整備する場合に、その整備費の一部を補助する。
- また、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に関して、その一部を補助する。

- ア 事業主体： 直接補助事業者：自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者：民間事業者
 イ 対象地域： 地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯）
 ウ 補助対象： 伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む。）等
 エ 負担割合：

令和3年度予算案：3,682百万円

（令和2年度2次補正予算額：50,155百万円
 令和2年度1次補正予算額：3,030百万円
 令和2年度当初予算額：5,266百万円）

（自治体が整備する場合）

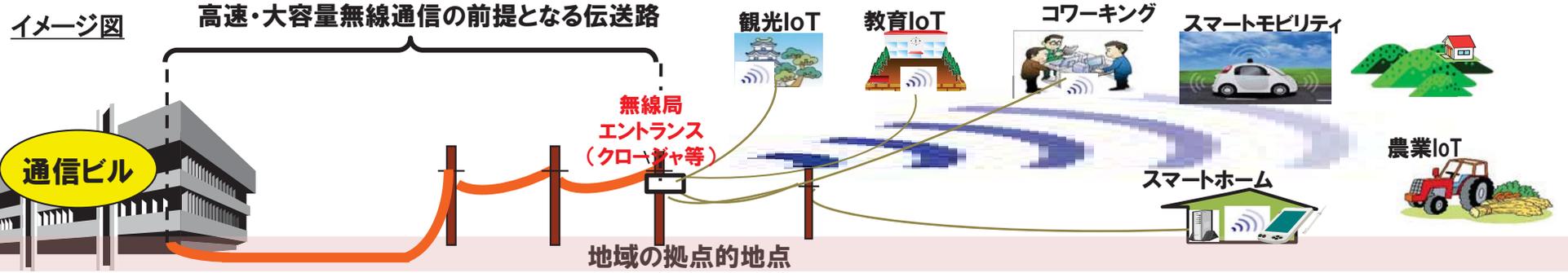
【離島】	国 2/3	自治体 1/3
【その他の条件不利地域】	国(※) 1/2	自治体(※) 1/2

（第3セクター・民間事業者が整備する場合）

【離島】	国 1/2	3セク・民間 1/2
【その他の条件不利地域】	国 1/3	3セク・民間 2/3

(※) 財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3

※離島地域の光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1/2



[参考] 令和元年度における山村地域への補助実績（交付団体：計16団体、実績額：計2,367百万円）

令和3年度山村振興関係予算案の概要

放送ネットワーク整備支援事業

【233（380）百万円】

被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、ケーブルテレビ幹線の2ルート化等の整備費用(条件不利地域については、老朽化した既存幹線の更改も補助対象)の一部を補助(地域ケーブルテレビネットワーク整備事業)。

○事業主体

市町村、市町村の連携主体又は第三セクター

○補助率

- (1)市町村及び市町村の連携主体:1/2
- (2)第三セクター:1/3

○補助対象経費

センター施設、送受信装置、伝送施設、鉄塔、局舎、無線設備、用地取得費 等

[参考]令和元年度における山村地域への補助実績(交付団体:計2団体、実績額:計42百万円)

「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業【1,100（1,000）百万円】

災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保等の観点から、放送により信頼できる災害情報を確実に得られるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化等の整備費用の一部補助を実施。

○事業主体

市町村、市町村の連携主体又は第三セクター

○補助率

- (1)市町村及び市町村の連携主体:1/2
- (2)第三セクター:1/3

○補助対象地域

以下の①～③のいずれも満たす地域

- ①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村
- ②条件不利地域
- ③財政力指数が0.5以下の市町村その他特に必要と認める地域

○補助対象経費

光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等

[参考]令和元年度における山村地域への補助実績(交付団体:計14団体、実績額:計1,945百万円)

令和3年度山村振興関係予算案の概要

公衆無線LAN環境整備支援事業

【900（861）百万円】

防災の観点から、防災拠点（避難所・避難場所、官公署）及び被災場所として想定され災害対応の強化が望まれる公的拠点（博物館、文化財、自然公園等）における公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その費用の一部を補助。

○事業主体

普通地方公共団体・第三セクター

○補助対象地域

以下の①～②のいずれかを満たす地域

①財政力指数が0.8以下（3か年の平均値）

②条件不利地域

※ 振興山村（山村振興法第7条第1項）等への
交付実績：51団体（令和元年度）

○補助率

1/2（財政力指数が0.4以下かつ条件不利地域の市町村については2/3）

○補助対象経費

無線アクセス装置、制御装置、電源設備、
伝送路設備等を整備する場合に必要な費用 等

地域情報化の推進

【150（154）百万円】

地域活性化・地域課題の解決に資する地域情報化を推進するとともに、地方公共団体におけるデータ活用の実効性を最大化するための人的支援方策として、ICTを利活用した事業に対し助言を行う「地域情報化アドバイザー」の派遣及び自治体CIO等がRPA、AI、IoT、5G等を複合的に活用し、業務の効率化や地域課題の解決に資するような研修教材の開発等を行う。

- 地域情報化アドバイザー派遣等による人的支援
ICT/IoTの知見を有する専門家の派遣 等
- 地域におけるデジタル技術活用推進のための研修教材開発
自治体CIO等を対象とした研修教材の開発 等
- 地域IoT実装の全国的な普及促進活動
地域ICT/IoT実装セミナーの開催 等

地域情報化アドバイザー派遣の仕組み



令和3年度山村振興関係予算案の概要（地域おこし協力隊）

R3概算決定額: 146百万円
(R2予算額: 154百万円)

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和元年度は5,503人であり、令和6年度に8,000人に増やすという目標を掲げている(まち・ひと・しごと創生基本方針2020)。この目標に向け、「地域おこし協力隊等の強化」を行うこととしている(経済財政運営と改革の基本方針2020)。
- 具体的には、全国サミットの開催やオンラインの活用により広く制度の周知を行うとともに、隊員・地方公共団体双方への研修等により、隊員の円滑な活動を支援し、地域への人材環流を推進する。

制度周知・隊員募集

■「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

- ・ 地域おこし協力隊や地方公共団体関係者のほか広く一般の方の参加も得て「地域おこし協力隊全国サミット」及び地方での「ミニサミット」を開催し、事例報告やPR等により広く制度を周知するとともに、隊員同士の学び、交流の場を提供。

■オンラインを活用した制度周知

- ・ SNS等のオンラインツールを活用し、これらの情報を発信とともに、映像等を用いた広報を実施。



隊員活動期間中

■「地域おこし協力隊サポートデスク」等による相談体制の確保

- ・ 隊員や地方公共団体担当職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供。
- ・ 各地域における協力隊OB・OGのネットワークづくりを推進することにより、より身近なサポート体制を構築。

■「地域おこし協力隊員向けの研修会」の実施

- ・ 初任隊員向けの「初任者研修」、2～3年目の隊員向けの「ステップアップ研修」等の各種研修会を開催するとともに、更なる研修機会の確保・充実を図る。

■「地方公共団体職員向け研修会」の実施

- ・ より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援、地域への人材還流を促進するため、地方公共団体職員向けの研修機会の確保・充実を図る。

■地域おこし協力隊「ビジネスサポート事業」の実施

- ・ 現役隊員、OB・OGから広く提案を募集し、隊員の創意工夫によるビジネスプランの磨き上げを実施。
優れたビジネスプランについては、現地において専門家によるサポートを強化。



任期後

起業・定住

地域への人材還流を推進!

- 高齢化が進行する中山間地域において、人流・物流を確保するため、物販や診療所などの生活に必要なサービスが集積しつつある「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスの実証実験を実施

実証実験	
H 29 年度 (2017)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 短期の実証実験(1週間程度) </div> <ul style="list-style-type: none"> ○主に技術的検証やビジネスモデルの検討 ○全国13箇所で開催(総走行距離:約2,200km 参加者:約1,400人) <p style="text-align: right; font-size: small;">※この他、平成30年度に5箇所において、短期の実証実験を実施</p>
H 30 年度 (2018) 以降	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> 長期の実証実験(1~2か月程度) </div> <ul style="list-style-type: none"> ○主にビジネスモデルの構築 ○18箇所のうち、車両調達の見通しやビジネスモデルの検討状況等を踏まえて、準備が整った箇所から順次実施 (R2. 9現在 8箇所実施)



将来イメージ

道の駅等を拠点とした自動運転サービスについて、準備が整った箇所から順次社会実装を推進

- 地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実に向けた取組を支援（上記取組を促進するため、地域公共交通活性化再生法の枠組みを強化（令和2年11月27日施行））

地域公共交通確保維持事業 （地域の実情に応じた生活交通の確保維持）

<支援の内容>

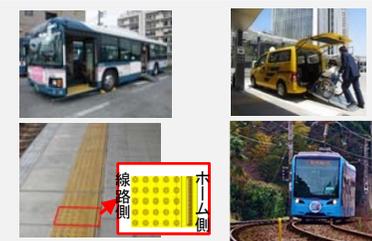
- 高齢化が進む過疎地域等の足を確保するための幹線バス交通や地域内交通の運行
 - ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
 - ・過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送等の地域内交通の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
- 離島航路・航空路の運航
 - ・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援



地域公共交通バリア解消促進等事業 （快適で安全な公共交通の実現）

<支援の内容>

- 高齢者等の移動円滑化のためのノンステップバス、福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等



地域公共交通調査等事業 （持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画策定等の後押し）

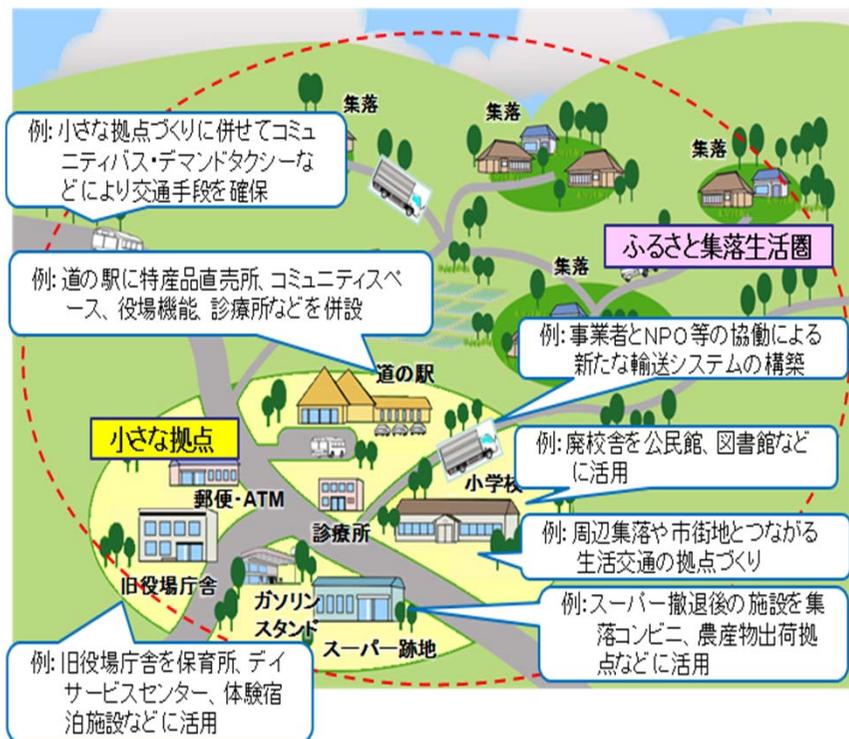
<支援の内容>

- 地域における一層の連携・協働とイノベーションに向けた取組の促進を図るための「地域公共交通計画」の策定に資する調査等
- 地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針・基本構想の策定に係る調査

※国の認定を受けた鉄道事業再構築実施計画、地域公共交通利便増進実施計画等に基づく事業（地域鉄道の上下分離、利便性向上・運行効率化等のためのバス路線の再編、旅客運送サービス継続のためのデマンド型等の多様なサービスの導入等）について、まちづくりとも連携し、特例措置により支援
※交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向け、都道府県と複数市町村を含む協議会が主体となった協働による取組に対し、計画の策定やバス等の運行への支援の特例措置により後押し（地域公共交通協働トライアル推進事業）

人口減少・少子高齢化が進む中山間地域などにおいて、生活圏の維持・再生を図るため、子育て、買い物、防災機能など複数の生活サービス機能を集約した「小さな拠点」の形成を支援。

また、感染リスクの低減につながる、テレワーク等の新しい働き方に対応した施設や、「3密」回避に資する設備等の整備について支援。



「小さな拠点」: 日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結んだ地域の拠点

○補助制度の概要

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業
(集落活性化推進事業費補助金)

- 対象地域: 過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域
(都市計画区域等の一定の地域を除く。)
- 実施主体: 市町村、NPO法人等 (間接補助)
- 補助率: 1/2以内 (市町村)、1/3以内 (NPO法人等)
- 対象事業:

モデル的な小さな拠点の形成を図る観点から、一定規模以上の集落圏等において、以下を行うための既存施設の改修等

- ・生活機能の再編・集約
- ・テレワーク等新たな働き方への対応
- ・「3密」回避に資する設備等

小規模事業対策推進等事業

令和3年度予算案額 **53.2億円（59.2億円）**

事業の内容

事業目的・概要

- 小規模事業者は、地域の需要に応え、雇用を担うなど、極めて重要な存在です。小規模事業者にとって身近な存在である商工会・商工会議所は、地域に根差した経営指導を行っており、事業者の振興において重要な役割を担っていることから、令和元年度から令和5年度までの5年間で以下の取組を支援します。
- 商工会・商工会議所が、「経営発達支援計画（小規模事業者支援法）」に基づき実施する小規模事業者への伴走型支援を推進するとともに、コロナの影響を踏まえ、需要開拓及びそのための体制整備を支援します。
- 全国商工会連合会、日本商工会議所が商工会・商工会議所等と連携して実施する、地域の産業の活性化、観光開発など、地域の経済活性化に向けた取組を支援します。
- 新型コロナウイルスによる影響や働き方改革等の制度改正による諸課題に円滑に対応できるよう、全国団体を通じ商工会・商工会議所等が、窓口相談や専門家を派遣します。

成果目標

- 経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所の全てが目標を達成することを目指します。
- また、全国商工会連合会、日本商工会議所が実施する地域活性化の取組を支援し、支援した事業者の売上・利益の増加を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

（1）伴走型小規模事業者支援推進事業

- 令和3年度においては、特に商工会・商工会議所が認定を受けた「経営発達支援計画」に基づき実施する小規模事業者の経営分析、事業計画の策定、需要開拓及びそのための体制の整備などに要する経費を補助します。
- 加えて、自治体と連携し、地域課題に対応する計画を策定した商工会等については、協議会の設置、企画運営に要する経費等を補助します。
- 商工会等に支援機関出身者など企業支援のノウハウや実績を有する外部の専門家をスーパーバイザーとして設置し、若手経営指導員へのOJTなどにより、支援体制の充実を図ります。

（2）地域力活用新事業創出支援事業

- 全国商工会連合会、日本商工会議所が、各地の商工会、商工会議所等と連携し、地域産業の活性化、観光ルート開発等について、全国規模での販路開拓を支援することにより、地域の持続的発展に向けた取組を支援します。

（3）専門家派遣等事業

- 新型コロナウイルスによる影響や働き方改革、税制度の変更等の制度改正による諸課題に対して、小規模事業者が円滑に対応できるよう、全国の商工会・商工会議所等が、窓口相談及びセミナーを実施し、専門家を派遣します。

（4）商工会・商工会議所等の指導事業

- 全国商工会連合会、日本商工会議所が商工会・商工会議所等を指導するための人件費や研修開催費等、商工会・商工会議所の万全な支援体制を確保するための経費を補助します。

（5）法定経営指導員講習事業

- 小規模事業者支援法の改正により、経営発達支援計画、事業継続力強化支援計画には一定の知識と経験を有した経営指導員（法定経営指導員）を関与させる必要があります。本事業では、法定経営指導員の要件の一つである知識講習を実施します。

JAPANブランド育成支援等事業

令和3年度予算案額 8.0億円（10.0億円）

中小企業庁 創業・新事業促進課
03-3501-1767

事業の内容

事業目的・概要

- 人口減少による国内市場の縮小や、新型コロナウイルスによる事業へのダメージが継続する中、中小企業者にとって、海外展開や新事業展開により新たな需要を獲得することが極めて重要となっています。
- 特に、コロナ危機での生活のあり方の変化による社会ニーズの変化や、電子商取引（EC）やオンライン商談の浸透をはじめとしたビジネス手法の変化などが急速に発生しており、こうした市場や社会の変化はさらに加速していくと想定されます。
- 本事業では、海外市場等の新たな市場の獲得に向けて新商品・サービスの開発、販路拡大、ブランディング等に取り組む中小企業者や、そうした中小企業者の取組を後押しする民間支援事業者や商工会・商工会議所等に対して、それらの取組に係る費用について一部補助を行います。
- 特に、ECやクラウドファンディングなどを活用した非対面・遠隔のビジネス様式に対応した取組や、社会変化を捉えた新事業の取組を重点的に支援します。

成果目標

- 事業期間中に海外との継続的な取引を実現したプロジェクトの割合を50%以上とする。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

JAPANブランド育成支援等事業

・海外展開等を図る中小企業者を支援する①事業型と、こうした中小企業者を支援する民間支援事業者等を支援する②支援型により、中小企業者の新市場獲得を支援します。

①事業型：

中小企業者自らが、海外展開や全国展開、新たな観光需要の獲得のための新商品・サービスの開発による販路開拓やブランディング等の取組を行う場合、その経費の一部を補助します。

令和3年度においては、ECやクラウドファンディングを活用した海外展開の取組や、コロナ危機による社会変化を捉えた新事業の取組を重点的に支援します。

（補助上限：500万円※1、補助率※2：2/3、1/2以内）

（※1）複数者による共同申請の場合は上限2,000万円

（※2）国内販路開拓、計画期間3年目の場合は1/2以内
その他の場合は2/3以内

②支援型：

民間支援事業者や、商工会・商工会議所等が、複数の中小企業者に対して、海外展開や全国展開、新たな観光需要の獲得に関する支援（調査研究や新商品・サービス開発の支援、効率的なツールの提供、セミナー・研修等）を行う場合、その経費の一部を補助します。

令和3年度においては、ECやクラウドファンディングを活用した海外展開の取組等を重点的に支援します。

（補助上限：2,000万円、補助率※1：2/3、1/2以内）

（※1）国内販路開拓、計画期間3年目の場合は1/2以内
その他の場合は2/3以内

地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業

令和3年度予算案額 5.6億円（5.0億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 地域・社会課題が多様化・複雑化する中、地方公共団体による課題対応が困難になっており、地域で持続的に課題解決を行うためには、ビジネスモデル創出が必要です。このため、地域内外の中小企業等※が、地方公共団体等の地域内の関係主体と連携しつつ、地域・社会課題解決と収益性との両立を目指す取組（地域と企業の持続的共生）を支援します。

※中小企業等：創業者、中小企業、地域未来牽引企業、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人等

- 少子高齢化、過疎化が進行する中、地域住民に必要な日常生活サービス機能を維持・継続するためには地域内外の関係主体の連携体制の構築が重要です。連携体制の中で中心となる組織（オーガナイザー）立ち上げの事業計画を策定し、モデルとして提示することにより、オーガナイザーを中心とした連携体制構築を促進します。

成果目標

- 本事業を通して、地域・社会課題をビジネス目線で解決するサービスモデルの構築、収益性や地域課題解決の効果の検証とその自立化・展開を目指し、課題解決事業の定着率を令和6年度に60%にすることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

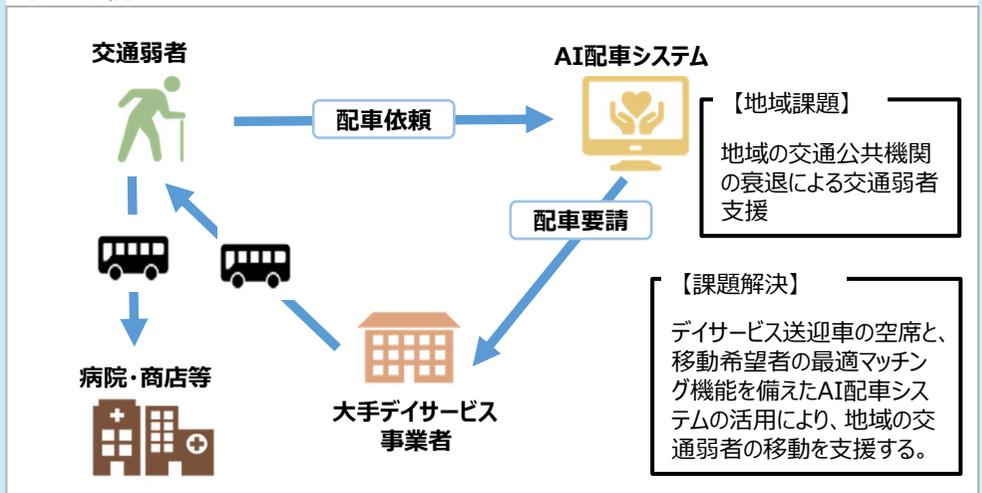
(1) 課題解決プロジェクトの実証

ベンチャー・中小企業等が、自らもしくは複数社で連携し、複数地域（5地域以上）で抽出して束ねられた課題解決・付加価値向上に資する取組に必要な経費の一部を支援します。

また他の企業との連携等により更なる広域展開を行う場合は、支援を拡充します。

【補助率：2/3以内、補助対象者：中小企業等】

イメージ例



(2) 地域・社会課題に向けた計画策定

買い物弱者対策や高齢者見守りなどの地域・社会課題解決において、オーガナイザーの立ち上げに関する事業計画を策定します。具体的には、地域内のニーズ調査、課題整理、関係主体との調整等を行い、オーガナイザーが収益を確保しつつ、持続的に事業継続していくための計画を策定し、今後の組織の立ち上げに繋がります。

へき地保育所に対する財政支援について

特例地域型保育給付（特例保育）

令和2年度予算額（当初） 1兆3,379億円の内数 → 令和3年度予算案 1兆3,932億円の内数※
（※子どもための教育・保育給付交付金の一部として実施）

事業概要

特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域（へき地）において、教育・保育を必要とする就学前子どもを対象に、へき地保育所での特例保育の実施に要する費用を給付する。（子ども・子育て支援法第30条第1項第4号）

（参考）子ども・子育て支援法（抄）

第三十条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育（第三号に規定する特定利用地域型保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用又は第四号に規定する特例保育（第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「保育認定子ども」という。）に係るもの）にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用について、特例地域型保育給付費を支給することができる。

四 特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であつて内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが、特例保育（特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育をいい、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るもの）にあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。以下同じ。）を受けたとき。

実施主体

市町村（特別区を含む）

負担割合

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

創設年度

平成27年度（平成26年度以前は子どもための教育・保育給付交付金とは異なる形態で補助を実施）

直近の交付実績

平成27年	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
371か所	346か所	309か所	294か所	274か所

子ども・子育て支援整備交付金について

令和2年度予算額 186億円 → 令和3年度予算案 191億円※

(※子ども・子育て支援整備交付金の一部として実施)

事業概要

市町村が、放課後児童クラブ及び病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

(1)放課後児童クラブ整備費

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画及び「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

(2)病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

実施内容等

【実施主体】市町村(特別区を含む) 【補助対象事業者】市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

【補助率】

(1)放課後児童クラブ整備費

〔 ①国:1/3 都道府県、市町村:各1/3
②国:2/9 都道府県、市町村:各2/9 社会福祉法人等:1/3 〕

注:放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している、又は新子育て安心プランに参加している場合は、補助率の嵩上げを実施

〔 ①国:2/3 都道府県、市町村:各1/6
②国:1/2 都道府県、市町村:各1/8 社会福祉法人等:1/4 〕

(2)病児保育施設整備費

〔 ①国:1/3 都道府県、市町村:各1/3
②国:3/10 都道府県、市町村:各3/10 社会福祉法人等:1/10 〕

【令和2年度基準額(創設の場合)】

(1)放課後児童クラブ整備費 28,152千円(単独設置)、56,304千円(放課後子供教室と一体的に実施等)

(2)病児保育施設整備費 38,230千円

※沖縄振興計画、過疎地域自立促進市町村計画、山村振興計画、津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合、別途加算

※特別豪雪地帯、奄美群島、離島振興対策実施地域、小笠原諸島に所在する場合は、補助基準額に0.08を乗じた額を加算

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R3予算案 5.0億円
(内閣府予算計上)

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、Uターンへの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣
(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)
- ⇒地域の担い手を確保

人口急減法の概要

- 対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない
- 認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

